

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

事業 名称	No.1 人権教育推進事業	担当課室	人権教育・ 児童生徒課
----------	------------------	------	----------------

概要	「高知県人権教育推進プラン（改定版）」に基づき、就学前教育・学校教育・社会教育の各分野において、人権に関する知的理性和人権感覚の向上を図るとともに、一人一人の権利が尊重される学校・地域づくりに向けた人権教育を充実・発展させる。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○人権教育主任が中心となり、組織的・計画的に個別の人権課題に関する校内研修や授業研究等を実施することにより、人権学習の充実を図り、児童生徒の人権意識が向上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の人権課題に関する校内研修及び授業研究を、年間計画に位置付け、実施している学校の割合 : 100% (R2小:55.8%、中:69.4%、高:59.2% R3小:60.4%、中:62.1%、高:62.0% R4小:62.0%、中:60.2%、高:66.0% R5小:69.4%、中:70.1%、高:59.6%) ・「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した児童生徒の割合 : 70% (R2小:6:57.0%、中:3:53.0%、高:3:60.4% R3小:6:54.7%、中:3:50.3%、高:3:62.3% R4小:52.6%、中:45.1%、高:59.8% R5小:77.7%、中:70.8%、高:67.2%) ・人権教育主任が管理職と連携し、PDCA サイクルによる取組・評価を行っている学校の割合 : 小 : 100%、中 : 95%以上、高 : 95%以上 (R2 小:97.4%、中:91.7%、高:97.9% R3 小:96.3%、中:89.3%、高:90.0% R4 小:98.4%、中:95.9%、高:98.0% R5 小:99.5%、中:93.8%、高:97.8%)
----------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2~ R5 末)	<p>□ほとんどの学校で人権教育主任が管理職と連携し、PDCA サイクルによる取組・評価が行われている。</p> <p>□個別の人権課題に関する校内研修の取組が定着してきている。(小 : 100%、中 : 100%、高 : 100%)</p> <p>■人権課題に関する授業研究の取組の定着には課題がみられる。(小 : 69.0%、中 : 60.2%、高 : 66.0%)</p> <p>■指導資料集等の活用を促すとともに具体的な取組例を示し、授業研究の必要性と実施について働きかけていく必要がある。</p>
-----------------------------------	---

※	D これまでの取組状況 (R5 年4月~R6 年3月)	C 留意点 (■) と A 今後の取組 (→)
① ② ③	<p>組織的・計画的な人権教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆人権教育主任連絡協議会 ・集合研修（高等学校・特別支援学校）を実施（5月） ・地区別集合研修（小・中学校、義務教育学校）を実施（5、6月） ・人権教育主任連絡協議会と連動した人権教育主任研修（オンライン研修）を実施（11月～1月） <p>◆人権学習学校支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や市町村主催の研究会等における教職員研修や授業研究への支援依頼の募集（5月） ・教職員研修及び授業研究への講師の派遣：21回（6～3月） 	<p>■人権教育主任が管理職と連携し、PDCA サイクルによる取組・評価を行っている学校の割合は、どの校種も目標値にほぼ到達し、組織的・計画的な人権教育の推進が図られている。</p> <p>■授業研究の必要性と実施について、具体例を示しながら働きかけていく必要がある。</p> <p>→人権教育主任連絡協議会等で優れた実践について周知するとともに、教職員研修及び授業研究への講師を計画的に派遣し支援することで、県内の八権教育の充実を図る。</p>
① ②	<p>人権教育研究推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆研究推進と普及 ・指定校：東中、高知東工業高（2年目） ・学校支援訪問 アドバイザー：計5回（6、9、11、2、3月） 指導主事等：計16回（4～3月） ・校内推進組織を中心とした研究の推進 校内研修や授業研究等の計画、検証・評価、取組、改善等 ・研究推進校合同推進会議の実施（5、8月） ・研究発表会による取組の普及（11月）（2月） 	<p>■校内推進組織を中心とした組織的・計画的な研究を支援し、実践例を県内に普及していく必要がある。</p> <p>→アドバイザーや指導主事等による学校支援訪問を行い、研究の推進を図る。</p> <p>→校内推進組織を中心とした研究推進（検証・評価、取組、改善、まとめ等）の支援を行う。</p> <p>→研究発表会等の開催により取組の普及を図る。</p>
① ②	<p>指導資料の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆普及 ・人権教育主任連絡協議会、市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会において、資料の周知及び資料を活用した研修の実施（5、6月） ・研修講師派遣等において、資料の周知及び資料を活用した研修の実施：22回（6～3月） 	<p>■指導資料集等の活用を促すとともに具体的な取組例を示し、授業研究の必要性と実施について働きかけていく必要がある。</p> <p>→研修講師派遣等において、資料の周知及び資料を活用した研修を実施する。</p>

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		イ 児童生徒一人一人がもっている力を引き出す生徒指導の推進

事業 名称	No.2 生徒指導主事（担当者）会	担当課室	人権教育・ 児童生徒課
----------	----------------------	------	----------------

概要	生徒指導上の諸課題等の未然防止の視点に立った積極的な生徒指導（発達支持的生徒指導・課題未然防止教育）や、解決に向けた課題早期発見対応・困難課題対応的生徒指導が、各学校において組織的に実践されるように、生徒指導主事（担当者）の実践力やマネジメント力の向上につながる研修を実施するとともに、高知夢いっぱいプロジェクト推進事業の成果及び先進的理論・実践を普及する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	○生徒指導上の諸課題の現状や傾向について、教職員間で共有され、組織的な取組が機能している。 ・児童生徒の自尊感情や自己有用感等を育む発達支持的生徒指導の視点を学校・学級経営や授業づくり、学校行事等の取組に位置付けて組織的に実施している学校の割合：小・中・高 100% (R5 小学校：99.5%、中学校：99.0%、高等学校：95.7%) ・問題行動等の早期発見・早期対応に向けた、組織的な生徒指導を十分行っていると回答した学校の割合：小・中・高 40%以上 (R5 小学校：67.0%、中学校：67.0%、高等学校：63.8%) ・生徒指導の改善につなげるために、PDCA サイクルに基づく検証・改善を十分行っていると回答した学校の割合：小・中・高 35%以上 (R5 小学校：37.3%、中学校：39.2%、高等学校：46.8%)
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2～ R5末)	□生徒指導上の課題や兆候が見られ始めた初期段階の情報共有や対応が、十分に組織的に行われていない学校があるため、校務支援システムや気持チメーターの活用や生徒指導主事（担当者）と不登校担当者が連携した取り組みの充実が必要である。 ■小中、高等学校を見通した児童生徒の育成の視点が弱く、積極的な生徒指導の取組の浸透が必要である。また、個別支援でも効果的な支援方法等が十分に引き継がれていないなど、生徒指導の視点で、高等学校を含めて校種間連携を充実する必要がある。
----------------------------------	---

※	D これまでの取組状況 (R5年4月～R6年3月)	C 留意点 (■) と A 今後の取組 (→)
① ② ③	組織的な生徒指導の推進 ◆生徒指導主事（担当者）会 ・高知夢いっぱいプロジェクト推進事業推進校によるPDCA サイクルに基づいた組織的な取組の実践発表（5月） ・グループ協議を通して、各校での組織的な取組の計画案を作成（5月）	■PDCA サイクルに基づく検証・改善の必要性について理解を深め、各校で実践できるようにする。 →子どもや教職員の意識調査を指標として、PDCA シートを効果的に活用、取組計画の実施状況についての分析・検証
① ② ③ ④	生徒指導提要改訂を踏まえた生徒指導の推進 ◆生徒指導提要改訂の周知 ・講師の講話及び助言による発達支持的生徒指導の理解、具体的な取組の焦点化（5月）	■すべての教育活動で行う発達支持的生徒指導についての理解を深める必要がある。 →生徒指導提要改訂を踏まえて作成した「改訂版高知県生徒指導ハンドブック」を研修会等で周知・活用の促進
① ② ③ ④	校種間で連携した生徒指導の推進 ◆地区別生徒指導主事・担当者会（小・中・義）、地区別生徒指導主事会（高）の実施 ・地区別（4地区）オンライン研修で、中学校校区ごとに生徒指導上の課題の洗い出し、その対応策について協議・計画立案（10月） ・各校の生徒指導の充実に向けた協議（11月）	■小中9年間を貫く継続した指導支援の重要性の理解を深め、実践計画を立てる必要がある。 →中学校区で生徒指導の理解や取組を推進するためには必要なことを協議 ■生徒指導提要改訂を踏まえた取組（校則等）の充実へ向けた理解が必要である。 →各校の生徒指導の充実に向けた協議
①	発達支持的生徒指導の充実 ◆推進校の実践発表 ・生徒指導主事（担当者）会等における発達支持的生徒指導の考え方に基づく推進校の実践発表（5月）	■発達支持的生徒指導に基づく、子ども主体の授業実践を行えるように先進校の実践を周知する必要がある。 →生徒指導担当者・主事会や夢プロ公開授業研修会による、夢プロ推進校・推進地域の効果的な取組の周知・普及

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援 (2) 教職員が子どもと向き合うことのできる体制の整備	② いじめの早期発見 イ 相談支援体制の整備・充実

事業 名称	No.3 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	担当 課室	人権教育・ 児童生徒課
----------	-----------------------------------	----------	----------------

概要	児童生徒の生徒指導上の諸課題の改善のために、全ての小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー（以下「SC」という）や社会福祉等の専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という）を配置して、相談支援体制の充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒や保護者に対する支援の充実や児童生徒への的確な見立てが進み、教職員の不安や悩みが解消されて、生徒指導上の諸課題等の未然防止や改善につながっている。 <ul style="list-style-type: none"> ・90日以上欠席している不登校児童生徒がSCやSSW、関係機関等で支援や相談を受けている割合 小・中・高等学校：100% (R3小：95.1%、中：96.8%、高：81.8%) (R4小：97.8% (全国：71.3%)、中：95.6% (全国：61.5%)、高：94.4% (全国：61.8%)) ※県は公立校の結果、全国は国公私立校の結果 ・SCやSSWを活用した校内支援会を年10回以上実施している学校の割合 小学校：90%以上、中学校：95%以上、高等学校：100% (R3小：70.6%、中：77.7%、高：81.1%) (R4小：70.6%、中：87.8%、高：73.0%) (R5小：79.0%、中：83.5%、高：88.2%) ・支援が必要な子どもについての情報共有に向け、SSWのカウンターパートとして福祉部署を位置付けている市町村の割合：100% (R3：91.4% R4：94.3% R5：94.3%)
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2～ R5末)	<ul style="list-style-type: none"> □校内支援会でのSCやSSWの活用が定着し、不登校児童生徒等へのSCやSSWの支援が進んできている。 ■市町村福祉部署との連携は進んでいるなか、さらに各学校、SC及びSSWの支援力向上の充実が必要である。また、把握したSC及びSSWの活動状況をもとに、今後も効果的な配置を行う必要がある。
----------------------------------	---

※	D これまでの取組状況 (R5年4月～R6年3月)	C 留意点 (■) と A 今後の取組 (→)
③ ④	<ul style="list-style-type: none"> ◆全ての公立学校へのSC及びSSWの配置 <ul style="list-style-type: none"> ・SC全公立学校に配置(4月) アウトリーチ型SCを11市に配置(4月) ・SSW全市町村・学校組合に配置(5月) 全県立学校に配置(4月) ・SC及びSSWの拡充・常勤化に向けた予算措置について国へ提言(5月) ◆SC及びSSWの活動状況の把握(7、12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ■SCやSSWを活用した校内支援会を年10回以上実施している学校の割合は、小学校と高等学校で大幅に上昇したものの、依然として活用が定着していない学校も存在する。 →学校や地域の課題等を踏まえたSCやSSWの配置を行うとともにその効果検証を行い、さらなる充実を図る。
③ ④	<ul style="list-style-type: none"> ◆SC及びSSWを対象とする研修 <ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修(4、6、8、10、2月) ・SC等研修講座(6、7、10、11、12、1月) ◆SC及びSSWの役割の周知徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・事業説明会(4月) ・相談支援体制の充実に向けた連絡協議会(8月) ◆校内支援会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・SCやSSWを活用した校内支援会(年10回以上を目標)を各学校で実施するよう依頼(4月) ◆市町村児童福祉部署との定期的な情報交換等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・SSWと市町村福祉部署との定期的な情報交換等の実施を依頼(4月) ・実施状況把握(7、12月) ◆児童生徒が自らの状況を正確に理解する取組支援 <ul style="list-style-type: none"> ・厳しい環境にある子どもへの理解を高めるための校内研修の実施を依頼(4月) ・県福祉部署作成資料等を活用した啓発(7月) 	<ul style="list-style-type: none"> ■不登校児童生徒への支援率や、SSWとの連携を強化している市町村の割合も高い水準となっているが、効果的な活用となっているかを検討する必要がある。 →SC及びSSWの専門性の向上を図るとともに、各学校のコーディネーター等がSC及びSSWを効果的に活用できるよう研修等を実施する。また、学校と市町村福祉部署との定期的な情報共有(情報連携)や一體的な対応(行動連携)のさらなる充実を図る。 →各校で専門性に基づいた支援が適切に実施されるよう、引き続きSC・SSWを活用した校内支援会を推進する。

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応の生徒指導

いじめ防止基本方針	6) 県民のいじめの問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進	
-----------	------------------------------------	--

事業名称	No.4 いじめ防止対策等総合推進事業	担当課室	人権教育・児童生徒課
------	---------------------	------	------------

概要	「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、各学校で策定した学校いじめ防止基本方針により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を、組織的・計画的に実施していくことの充実を図る。
----	---

到達目標めざす姿 (R5末)	○各学校において、教職員が保護者や地域とともに独自のいじめ防止等の取組を行い、PDCA サイクルにより検証、改善が進められている。 ・「『高知家』いじめ予防等プログラム」を活用した研修等を、教職員、保護者、地域の方々に対して実施した学校の割合：教職員 100%、保護者・地域 90%以上 (R2 教職員：96.4%、保護者・地域：89.8% R3 教職員：94.4%、保護者・地域：87.9% R4 教職員：94.3%、保護者・地域：90.0% R5 教職員：92.2%、保護者・地域：91.6%) ・「学校いじめ防止基本方針」を PDCA サイクルで検証し改善した学校の割合： 小学校 100%、中学校 100%、高等学校 100%、特別支援学校 100% (R2 小：98.9%、中・高・特支：100% R3 小・中：100% 高：98.0% 特支：100% R4 小・中：100% 高：98.0% 特支：93.3% R5 小・中・高・特：100%)
-------------------	--

取組の成果と課題 (R2～R5末)	□ 「『高知家』いじめ予防等プログラム」の活用状況が教職員、保護者・地域において 9 割以上となった。今後も追補版の内容も含め、一層の活用に向け周知する。 ■多様化する問題に対し、学校が組織的に対応できる力をつける必要がある。 ■高知県いじめ防止基本方針を踏まえ、関係機関のさらなる連携が必要である。
----------------------	--

※	D これまでの取組状況 (R5年4月～R6年3月)	C 留意点 (■) と A 今後の取組 (→)
① ② ③ ④	◆「高知家」いじめ予防等プログラム及び追補版を活用した取組 ・「高知家」いじめ予防等プログラムの内容を踏まえた研修を学校で実施できるよう、校内研修資料集を「高知家まなびばこ」教職員ポータルサイトへ掲載（7月） ・高知県地域学校協働活動研修会等でプログラム活用周知（7月）	■プログラムの活用（追補版含む）について、保護者・地域での活用は前年度比 1.6 ポイント上昇したものとの、教職員による活用は、2.1 ポイント減少となったため、活用についての周知を継続的に行う必要がある。 →学校や P T A、地域、関係機関においてプログラムを活用した研究等を実施（～3月）
② ③ ④	◆いじめ重大事態への早期対応 ・未然防止やいじめの早期認知・早期対応及び組織的な対応の在り方等についての校内研修資料集を「高知家まなびばこ」教職員ポータルサイトへ掲載（「SOS サインの気付きと早期支援」の資料も掲載：7月） ・再発防止に向けた指導・助言等の実施（随時）	■県立学校で発生したいじめの重大事態について、いじめ防止対策推進法等に沿った調査・報告等の対応が適切になされる必要がある。 →再発防止に向けた教職員研修の実施（～3月）
② ③ ④	◆スクールロイヤー（弁護士）の活用が促進されるよう、校長会等で周知（4、9月） ◆学校における法的相談への対応：7 件 ◆法令に基づく対応の徹底 ・いじめ防止の校内研修講師や校内支援会の助言者としてスクールロイヤーを学校等に派遣：10 件 ◆スクールロイヤーによるいじめ予防教育：8 件	■多様化する問題に対して、学校が適切に対応できる力をつけていく必要がある。 →スクールロイヤー活用事業における対応事例の蓄積 →学校からの申請に応じたスクールロイヤーの派遣（～3月上旬）
① ② ③ ④	◆高知県いじめ問題対策連絡協議会：（7、2月） ・いじめをはじめとする子どもを取り巻く問題について協議し、関係機関・団体等の連携を推進 ・「高知県いじめ防止基本方針」の改定について等 ◆高知県いじめ問題調査委員会：適宜 ・いじめ防止等のための対策実施に向けた協議	■高知県いじめ防止基本方針に基づく関係機関のさらなる連携が必要である。 →引き続き、関係機関・団体等と連携した、いじめ問題対策の推進を図る。

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応の生徒指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止
		ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

事業 名称	No. 5 ソーシャルスキルアップ事業	担当課室 高等学校課
----------	------------------------	---------------

概要	より良い対人関係を構築し集団行動を円滑に行うことを目指した活動の推進や、生徒が計画を立てたり日々の学習や活動を記録したりすることにより自己管理能力等を育成する「学習記録ノート」を活用した取組などを通じて、社会で人と人との関わりながら生きていくために欠かせないスキルを生徒が身につくことができるよう、指導・支援の充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	全ての県立学校において、より良い対人関係の構築や円滑な集団行動、コミュニケーション能力の育成を目指した効果的な指導・支援が行われている。 (県オリジナルアンケート 「クラスでは安心して過ごすことができる」肯定的な回答：95%以上) ※ (令和4年度 3年：90.4% 2年：85.4% 1年：86.8% 令和5年度 3年：90.3% 2年：91.4% 1年：90.7%)
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2～ R5末)	<ul style="list-style-type: none"> □ 「仲間づくり活動」については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実施できない期間もあったが、感染症対策にも留意しながら、各校が内容を変更しながらも目的を達成することができた。 □ 「学習記録ノート」については、生徒が日々の学習や行動を記録し、振り返ることで、自己管理能力の育成や自己理解を深める資料として活用できた。また、定期的に教員が確認することで、生徒とのコミュニケーションツールの一つとなつており、生徒の変化の早期発見や生徒理解につながっている。 ■ 「仲間づくり活動」については、各校の実情に合わせ、活動内容を精選しながら効果的な活動につなげていく必要がある。 ■ 「学習記録ノート」の活用には個人差があり、より効果的な活用に向けて、引き続き好事例等を県全体で共有する必要がある。
----------------------------------	---

※	D これまでの取組状況 (R5年4月～R6年3月)	C 留意点 (■) と A 今後の取組 (→)
②	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 仲間づくり合宿等の体験活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊合宿、体験活動の実施：19校（4・5月） ・仲間づくり活動に係る計画書、報告書提出（4・5月） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各校の実情に合わせ、活動内容を精選しながら効果的な活動につなげていく必要がある。 →報告書から成果と課題等について検証することなどを通じて、取組のさらなる充実を図る。
③	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学習記録ノートの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の日々の学習や予定、活動等の記録による自己管理能力の育成と、振り返りを通じた自己理解の深化 ・生徒の成長や変容を把握するための教員と生徒間のコミュニケーションツールの一つとして活用 ・県立高校22校23課程で活用（4月～） ・キャリア・パスポート活用推進中高連絡協議会の開催（10月） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「学習記録ノート」の活用には個人差があり、より効果的な活用に向けて、引き続き好事例等を県全体で共有する必要がある。 ■ 生徒が日々の学習や行動を記録し、振り返ることで、自己管理能力を育成し、自己理解を深めるための手立てを用意する必要がある。 →生徒の実態に応じて一人一台端末を活用するなど、各校において生徒一人一人が自己理解を深めるとともに、自己管理能力を育てる取組を実施する。

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応の生徒指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取り組みへの支援	①いじめ防止
		イ 児童生徒一人一人がもっている力を引き出す生徒指導の推進

事業 名称	No. 6 組織力向上推進事業	担当課室	小中学校課
----------	--------------------	------	-------

概要	学校経営計画に「生徒指導の充実・いじめ防止・不登校対応の予防と支援」に関する項目を位置付け、小学校教科担任制や中学校の「教科のタテ持ち」等の仕組みによって、組織的な人材育成及び授業改善や生徒指導等の体制づくりについて研究を推進することで、日常的なOJTの活性化や生徒指導上の諸問題の未然防止及び初期対応を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	○各小中学校において、チームによる育成及び授業改善や生徒指導等の取組が充実し、組織的・協働的な学校づくりが推進される。指標：「チーム学校」7つの視点に基づく評価 ・学校種や学校規模に応じたOJTの仕組みを構築し、教員の資質・指導力の向上や授業改善に向けて組織的・協働的に取り組んでいる。 小学校：3.5以上（R5 3.5）　中学校：3.5以上（R5 3.2） ・発達支持的生徒指導の推進など、未然防止に向けた組織的な取組を推進するとともに、不登校や問題行動の早期発見・早期対応の徹底を図っている。 小学校：3.5以上（R5 3.4）　中学校：3.5以上（R5 3.2）
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2～ R5末)	□主幹教諭が中心となって教科会や教科主任会を運営して、授業改善や課題に向けての対応など、共通認識を図りながら取り組むことにより、ライン機能の体制ができた。 ■学校経営計画に基づく取組について、学校内での共通理解が十分ではなく、PDCAサイクルによる検証分析を確実に実施することには学校間差がある。 ■小・中学校の9年間を見通した校種間の教科指導体制の構築については十分ではない。
----------------------------------	---

※	D これまでの取組状況 (R5年4月～R6年3月)	C 留意点 (■) と A 今後の取組 (→)
②	○学校経営計画に係る取組 ・小学校教科担任制・組織力向上推進アドバイザーによる訪問指導（4月～3月） 東部：199回、中部：321回、西部：242回	■未然防止についての考え方や捉え方、対応方法を学校全体で共有するとともに、特定の教員に負担が集中しないなどの体制づくりが必要である。 →いじめ未然防止等、発達支持的生徒指導に係る組織的な体制づくりについて、学校支援訪問において指導・助言する。
① ②	○義務教育9年間を見通した指導体制の推進に係る取組 ◇学校支援訪問 ・指導主事及び組織力向上エキスパートによる訪問指導 （5月～1月）高知市：32回　高知市外：2回 ・小学校教科担任制・組織力向上推進アドバイザーによる訪問指導 （教科担任制加配配置校訪問4月～3月） 東部：24回、中部：38回、西部：24回	■小学校教科担任制や組織力向上における取組状況について実態把握するとともに、9年間を見通した指導体制の構築に向けて、実態把握から成果・課題をまとめ、次年度へつなげる。 →学校支援訪問において、小学校教科担任制の実施による各校の成果と課題を把握するとともに、9年間を見通した児童生徒理解について指導・助言する。

※①発達支持的生徒指導　②課題未然防止教育　③課題早期発見対応　④困難課題対応の生徒指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止
		ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

事業 名称	No.7 道徳教育協働推進プラン	担当課室	小中学校課
----------	---------------------	------	-------

概要	学習指導要領の趣旨を踏まえ、道徳推進リーダーの活用や大学等との連携を通して、教員の指導力を向上させ、質の高い「考え方、議論する道徳」の授業が展開されるようにするとともに、学校・家庭・地域が一体となつた道徳教育が推進されるようにすることで、児童生徒の道徳性の向上を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○各小中学校において、チームによる人材育成及び授業改善や生徒指導等の取組が充実し、組織的・協働的な学校づくりが推進される。 指標：「チーム学校」7つの視点に基づく評価 ・発達支持的生徒指導の推進など、未然防止に向けた組織的な取組を推進するとともに、不登校や問題行動の早期発見・早期対応の徹底を図っている。 小学校：3.5以上 (R5: 3.4) 中学校：3.5以上 (R5: 3.2) ・道徳教育や一人一人の人権が尊重される学校・学級づくり等の取組を組織的に推進し、児童生徒の規範意識等の向上や自尊感情の醸成が図られている。 小学校：3.5以上 (R5: 3.3) 中学校：3.5以上 (R5: 3.3) ○学校・家庭・地域が一体となって道徳教育を推進することにより、児童生徒の道徳性が向上している。 ・児童生徒質問紙調査における道徳性に関する項目の肯定的回答の割合 「いじめはどんな理由があっても、いけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合 小学生 100% 中学生 100% (小学校：97.8% 中学校：94.6% R5全国学力・学習状況調査) 「人が困っているときは、進んで助けてている」と回答した児童生徒の割合 小学生 90%以上 中学生 90%以上 (小学校：90.5% 中学校：86.3% R5全国学力・学習状況調査) 「自分にはよいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合 小学生 80%以上 中学生 80%以上 (小学校：82.8% 中学校：81.1% R5全国学力・学習状況調査)
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2～ R5末)	<ul style="list-style-type: none"> □演習型の講座としたことで、「深い学びに向かうための指導上の工夫」について参加者が中心となって学び合い、作り上げることができた。 □「家庭で取り組む 高知の道徳」の偉人ページを教材とした指導案づくりを行ったことで、新たな活用についての具体的な案を見出すことができた。 ■指導と評価を一体化させた「考え方、議論する道徳」の授業実践がまだ不十分である。 ■道徳科のみでの、学校・家庭・地域が一体となつた道徳教育を進めることには限界があるため、特別活動や総合的な学習の時間などと関連させた道徳教育に視点を当てる必要がある。
----------------------------------	---

※	D これまでの取組状況 (R5年4月～R6年3月)	C 留意点 (■) と A 今後の取組 (→)
② ③	<ul style="list-style-type: none"> ●「考え方、議論する道徳」の授業の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・拠点校による教材研究会及び授業研究会の実施 (14回 567人) ・指定校による高知大学教職大学院生の授業研究会の実施 (10月: 48名) 	<ul style="list-style-type: none"> ■参加者中心の演習型の内容にすることで、より自分事として道徳科の授業づくりについて学ぶ講座が開催できた。 →公開授業を通して、指導と評価の一体化の研究実践を普及する。
② ③	<ul style="list-style-type: none"> ●学校・家庭・地域ぐるみの道徳教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育パワーアップ研究協議会 (7月: 242名) 高知の道徳の偉人ページを教材とした指導案づくり ・「家庭で取り組む 高知の道徳」の活用 4月上旬: 小学1年生への配付 内容の一部改訂 ◆指導事務担当者会で、各市町村の道徳教育の取組について進捗確認 (5・6・2月) ・道徳教育の取組が円滑に進むよう PDCAの回し方について支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■偉人ページを教材とした指導案づくりを行ったことで「高知の道徳」の新たな活用について周知を図ることができた。また、作成した指導案をポータルサイトにアップすることで、校内研等で自由に活用できる環境も整えることができた。 →市町村から提出される「道徳教育推進のための取組」により進捗状況を把握すると共に、好事例を収集する。

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		② 教職員の資質能力の向上

事業 名称	No.8 小・中学校における切れ目ない支援体制の構築推進	担当 課室	特別支援教育課
----------	------------------------------	----------	---------

概要	発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒が将来の自立と社会参加に向けて必要な力を確実に身につけることができるよう、小・中学校における特別支援教育の充実を支援し、各学校の組織的な取組の定着、充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○小・中学校において、学校内外のリソースを活用した組織的な取組が確立され、発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒に対し、必要な指導や支援が切れ目なく実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画において、校内支援会の日程、回数の他に特別支援教育に関する取組を記載している学校 小学校、中学校ともに 100% (R5 : 小学校 93.0% 中学校 86.6%) ・通常の学級に在籍する児童生徒のうち、特別な支援が必要と考えられる児童生徒について、個別の教育支援計画を作成している学校 小学校、中学校ともに 100% (R5 : 小学校 87.2% 中学校 80.0%)
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2~ R5末)	<p>□学校経営計画に特別支援教育の取組を位置づけて組織的に取り組んでいる。</p> <p>■個別の教育支援計画については、作成が必要な児童生徒の在籍を認識している全ての学校において作成できるよう、特別支援教育学校コーディネーターの機能や校内支援体制の充実を図るとともに、外部の関係機関との連携や校種間の引き継ぎについてさらに働きかけを行う必要がある。</p>
----------------------------------	--

※	D これまでの取組状況 (R5年4月~R6年3月)	C 留意点 (■) と A 今後の取組 (→)
① ②	<ul style="list-style-type: none"> ◆特別支援教育地域コーディネーター*による訪問支援 学校支援訪問 308 回 (巡回相談含む) (5~3月) ※各教育事務所に配置された特別支援教育専任の指導主事 ◆医師、言語聴覚士、作業療法士等外部専門家の訪問支援 外部専門家を活用した支援体制充実事業による巡回相談の実施 : 128 回 (6~3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ■学校訪問等により校内支援体制の強化及び個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成に関する助言等を行うとともに、外部専門家を派遣し、個々の特性に応じた支援の充実を図ることができているが、まだ十分とは言えない。 <p>→通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の困難さに応じた手立て等について、大学教員の助言を受けながら支援の充実を図り、通常の学級における合理的配慮の実践事例を計画的に収集する。</p>
① ② ③	<ul style="list-style-type: none"> ◆通級による指導担当教員連絡協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・大学教員の講話、通級による指導の課題の共有、課題解決に向けた協議 : 8月 49 名参加 	<ul style="list-style-type: none"> ■通級による指導担当教員間で、OJT を生かして課題解決に向けた協議を行い学び合いが進んだ。 <p>→担当教員の専門性の担保及び向上のため、大学教員や指導主事等の訪問支援を働きかけ、さらなる指導支援の充実を図る。</p>
①	<ul style="list-style-type: none"> ◆教育と家庭や福祉との連携推進に関する理解啓発のため、個別の教育支援計画リーフレットを就学等事務担当者連絡会等で配付 : 4月 ◆シート等を活用した引継ぎの促進のため、卒園生・卒業生の保護者にリーフレットを配付 : 11月 ◆特別支援連携協議会 7月 96 名参加 ◆高知家まなびばこ「教職員ポータルサイト」にて特別支援教育に関する研修動画配信 : 29 本 	<ul style="list-style-type: none"> ■各専門機関の連携促進のため、特別支援連携協議会において、医療、福祉、教育の各機関の取組等を共有し、連携の意義を確認できた。 <p>→校種間の切れ目ない支援の引き継ぎが実施されるよう、「引き継ぎシート」や「個別の教育支援計画」等のツールの活用啓発を促進する。</p>

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応の生徒指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		② 教職員の資質能力の向上

事業 名称	No. 9 高校学校における特別支援教育の推進	担当課室	特別支援教育課
----------	-------------------------	------	---------

概要	発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒の卒業後の進路保障と社会参加に必要な力を確実に身につけることができるよう、通級による指導の充実を軸に高等学校における特別支援教育の推進を支援し、各学校における取組の充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	○高等学校において、発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒に対する指導・支援が充実し、各学校の特色を生かしながら卒業後の進路保障と社会参加に向けた取組が組織的に実施されている。 ・学校経営計画において、校内支援会の日程、回数の他に特別支援教育に関する取組を記載している学校 100% (R5 : 83.7%) ・通常の学級に在籍する生徒のうち、特別な支援が必要と考えられる生徒について、個別の教育支援計画を作成している学校 100% (R5 : 63.2%)
----------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2～ R5 末)	□高等学校における特別支援教育学校コーディネーター連絡協議会において、個別の指導計画の作成など組織的な取組を推進するとともに、通級による指導実施校の実践発表を行い、周知は図られた。 ■高等学校全体として特別な支援を必要とする生徒に対する指導・支援ができる校内支援体制づくりを推進するとともに、通級による指導実施校や指導形態の拡充を図る必要がある。
-----------------------------------	--

※	D これまでの取組状況 (R 5年4月～R 6年3月)	C 留意点 (■) と A 今後の取組 (→)
① ②	<ul style="list-style-type: none"> ◆高等学校における特別支援教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインに基づく授業づくりの質の向上に向け、高等学校課の学校支援チームの訪問に特別支援教育課の指導主事が同行し、授業改善に特別支援教育の視点を生かすよう働きかけた。学校訪問20校 (4～1月) ・公立高等学校特別支援教育学校コーディネーター連絡協議会・高等学校生徒支援コーディネーター研修(第1回)において、校内支援体制づくりと通級による指導について説明及び協議等を行った。 (7月: 42名参加) ・外部専門家を活用した支援体制充実事業による巡回相談の実施: 3件 	<ul style="list-style-type: none"> ■高等学校課と連携し、学校訪問を行い、教科主任等にユニバーサルデザインの授業づくりの理解、特別な支援を必要とする生徒へのICTの活用について情報提供できることは意義があった。 →取組を継続し、通常の学級の授業づくりの中で合理的配慮の提供を行うことを啓発する。 →特別支援教育学校コーディネーターが支援体制づくりや生徒の支援等に関して相談できる仕組みを作る。 ■特別な支援を必要とする生徒に対する支援の充実に向けて、校内支援体制の充実を図る。 →公立高等学校特別支援教育学校コーディネーター連絡協議会・高等学校生徒支援コーディネーター研修を教育センターと連携して実施することにより、特別支援教育の視点と教育相談的な視点の双方の相違や共通点等に気づき、支援に生かせる内容を検討する。
① ② ③	<ul style="list-style-type: none"> ◆高等学校における通級による指導担当教員連絡協議会 (3回) ◆遠隔教育システムを活用した教職大学院教員による相談室の活用: 3回 ◆大学教員等による通級による指導実施校への訪問: 2回 	<ul style="list-style-type: none"> ■教職大学院と連携した研究に取り組むとともに、連絡協議会において、実践報告や課題解決に向けた協議を行い、生徒の教育的ニーズに応じた支援の充実を図ることができた。 →通級による指導担当教員のさらなる専門性の向上を目指し、教職大学院教員から生徒の実態把握や効果的な指導方法についてスーパーバイズを受ける機会の拡大を図る。

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

事業 名称	No.10 親育ち支援啓発事業	担当課室	幼保支援課
----------	-----------------	------	-------

概要	保護者の子育て力、保育者の親育ち支援力の向上に向け、保護者を対象とした良好な親子関係や子どもへの関わり方の理解を深めるための講話やワークショップを行うとともに、保育者を対象とした保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などに関する事例研修等を行う。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	○管理職のリーダーシップのもと、チームとして親育ち支援に取り組んでいる。 ・親育ち支援に関する研修計画を作成している園の割合：100% (R2：48.5% (141園／291園) R3：56.1% (162園／289園) R4：69.8% (199園／285園) R5：77.3% (218園／282園))
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2～ R5末)	□ほぼ全ての園に親育ち支援担当者が配置され、担当者を中心に、組織的・計画的に保護者支援を行うための体制が整備され、保護者支援の充実につながった。 □親育ち支援に関する研修計画を作成している園は年々増加してきている。 ■研修の参加に消極的な保護者や、仕事等で参加が難しい保護者がおり、園により研修参加率の差が大きい。 ■園や市町村が主体的・計画的にニーズや課題に沿った研修を実施できるよう、支援が必要である。
----------------------------------	--

※	D これまでの取組状況 (R5年4月～R6年3月)	C 留意点 (■) と A 今後の取組 (→)
①	<ul style="list-style-type: none"> ◆保育者研修の実施への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・親育ち支援アドバイザー（16名）の派遣 : 13回 ・園内研修支援 : 52回 ・市町村単位の合同研修への支援 6回 	<ul style="list-style-type: none"> ■園や市町村のニーズ・課題に応じた研修実施への支援や計画的・継続的な取組を推進していくことが必要である。 →保育者の親育ち支援力の向上のため、保育者を対象とした親育ち支援の必要性や支援方法について理解を深める研修を支援する。また、研修計画の作成の意義や効果的な作成方法について個別の園訪問を通じて助言する。
①	<ul style="list-style-type: none"> ◆保護者研修の実施への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・親育ち支援アドバイザー(16名)の派遣 : 51回 ・園内研修支援 : 79回 ◆解説動画の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・県内の保育者がその保育技術を「子育てに役立つコツ(イヤイヤ期の子育て、寝かしつけ、叱ること・褒めること、きょうだいとの関わり、スマート時代の子育て)」として解説する動画のPR 	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者の子育て力の向上に向け、引き続き各園が行う取組を支援するとともに、より多くの保護者に支援を届ける必要がある。 →保育所・幼稚園等において講話やワークショップなどをを行い、良好な親子関係や子どもへの関わり方にについて保護者の理解を深める。 →講話やワークショップに参加できない保護者に向け、県内の保育者がその保育技術を「子育てのコツ」として解説する動画を広くPRする。

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

事業 名称	No.11 親育ち支援保育者スキルアップ事業	担当課室	幼保支援課
----------	------------------------	------	-------

概要	各園において、組織的・計画的に親育ち支援の取組が行われるよう、親育ち支援担当者等のスキルアップや、各地域の親育ち支援地域リーダーの育成を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	○保育所・幼稚園等で組織的・計画的に親育ち支援が行われるようになり、園全体の親育ち支援力の向上が図られる。 ・親育ち支援に関する研修計画を作成している園の割合：100% (R2：48.5% (141園／291園) R3：56.1% (162園／289園) R4：69.8% (199園／285園) R5：77.3% (218園／282園))
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2～ R5末)	□親育ち支援講座や地域別交流会・連絡会等の実施により、親育ち支援担当者や地域リーダーの親育ち支援のスキルアップにつながった。 ■親育ち支援担当者が自園における役割や研修計画等の作成について理解を深め、中心となって取り組む必要がある。 ■園数の少ない地域等においては、地域のネットワーク化を図り様々な保護者の実態に合わせた支援方法を近隣の市町村の取組から習得できるようにするなど、各地域の課題に応じた支援の充実を図る必要がある。また、各地域の親育ち支援地域リーダーの実践力の向上を図る必要がある。 ■園内での親育ち支援の研修が計画的に実施されていない園があることから、親育ち支援研修計画の作成方法などの周知や計画に基づく実践を促していく必要がある。
----------------------------------	--

※	D これまでの取組状況 (R5年4月～R6年3月)	C 留意点 (■) と A 今後の取組 (→)
①	◆親育ち支援講座 ・一般研修：101名 (7月) ・キャリアアップ研修：117名(9月)	■各園において組織的・計画的に親育ち支援が行われるよう園全体の親育ち支援力の向上を図る必要がある。 →親育ち支援の基本的な考え方や保護者への関わり方等についての研修を実施し、保育者(親育ち支援担当者)の親育ち支援力の向上を図る。
①	◆親育ち支援担当者研修会 ・親育ち支援担当者の役割等についての講義・演習 「ネットワークを広げよう！親育ち支援担当者の在り方」 ・3地域で実施：各2回 計253名参加	■各園の親育ち支援担当者が役割を自覚し、研修計画に基づいて親育ち支援が計画的・継続的に行われるよう支援する必要がある。 →親育ち支援担当者を対象とした研修を実施し、各園からの参加を促すとともに、実践を行い、各園の取組につながる研修を行う。親育ち支援担当者等から小学校へ、支援をつなぐ引き継ぎの実施等連携を図る取組を進める。
①	◆親育ち支援地域別連絡会 ・県内6地域(東部2・中部3・西部1)における親育ち支援推進に向けた協議：26回	■各地域の課題に応じた支援の充実を図る必要がある。 →親育ち支援地域リーダーが地域の課題解決に向けた協議を行い、親育ち支援の充実につなげる。
①	◆親育ち支援地域別交流会 ・各市町村の親育ち支援地域リーダーを中心とした研修：6回	■親育ち支援地域リーダーが役割を自覚し、各園の親育ち支援担当者等の実践につながるよう、課題を明確にしながら進める必要がある。 →各地域におけるネットワークづくりや地域の課題に応じた実践交流を行う交流会を開催する。

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	
---------------	------------------------	--

事業 名称	No.12 青少年教育施設振興事業	担当課室	生涯学習課
----------	-------------------	------	-------

概要	青少年の健全な育成に向けて、県立青少年教育施設の機能を生かし、子どもも大人も参加できる多様で魅力的な体験プログラムを提供する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	○魅力的な主催事業の実施により、様々な体験活動・集団活動への参加を通じて、青少年の施設利用者が増加している。 ・県立青少年教育施設の利用者数（青少年：25歳未満）：172,000人以上 (R2：89,734人 R3：110,389人 R4：138,124人 R5：151,573人) 県立青少年教育施設：青少年センター、幡多青少年の家、香北青少年の家、高知青少年の家、青少年体育館、塩見記念青少年プラザ
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2～ R5末)	○定員を上回る応募があった主催事業は、回数を増やして実施し、利用者ニーズに応えた。また、新型コロナウイルス感染症の影響でR2年度、R3年度は中止とした「中学生リーダー研修」について、オンラインで開催することができた。 ○「中1学級づくり合宿」は、本来は宿泊により効果を発揮する事業であるが、日帰りや学校への出張指導により実施する学校が増えているため、学校と密に連絡をとりながら、限られた日程の中でも、「学級づくり」の目標が達成できるよう支援することが必要である。
----------------------------------	--

※	D これまでの取組状況 (R5年4月～R6年3月)	C 留意点 (■) と A 今後の取組 (→)
① ②	●魅力的な体験プログラムの実施 ・主催事業実施準備（4月～） ・青少年センター：11事業14回開催（「親子キャンプ」等） ・幡多青少年の家：8事業14回開催（「親子DEシーカヤック大冒険」等）	■青少年が体験活動を通じ、仲間や親子との協力のもと、達成感や感動を共有することで豊かな人間関係の構築や自主性を醸成する事業を行えている。 →参加者が安全に活動できるよう、事故に十分留意しながら、魅力的な体験プログラムを提供していく。
① ②	●効果的な広報の実施 ・様々な機会を通じて、事業内容や青少年教育施設における体験活動等の有用性をPRし、利用促進を図っている。	■学校訪問による事業説明のほか、チラシの発送、ホームページやSMS、ケーブルテレビなどで積極的に広報を行っている。 →青少年教育施設における体験活動などの事業内容の有用性をPRすることで利用促進を図る。
① ②	●不登校の未然防止 ・施設での集団生活を通じて、教員と生徒の信頼関係を築き、中学生活の心構えなどを身につける機会を提供し、不登校の防止につなげている。	■本来、宿泊により効果を発揮する事業であるが、日帰りや学校への出張指導での研修実施も増えている。 ■新型コロナウイルス感染症の5類移行により、宿泊を伴う共同生活の中での体験を通して、協力の大切さ等を学び、人間関係づくりがより深く行えた。 →学校のニーズを踏まえ、事業の効果を発揮できる学習プログラムの一層の充実を図る。
③ ④	●不登校児童・生徒等の自立支援 ・農作物の栽培・収穫や野外炊飯、レクリエーション等の機会を計画的に提供し、不登校や不登校傾向にある子どもたちの自主性、社会性、コミュニケーション力の向上を図り、自立支援につなげている。	■不登校・不登校傾向にある児童・生徒の自主性や社会性の向上を図るため、安心安全に活動できる居場所としての役割を果たしている。 →児童・生徒のニーズに応じたプログラムにより参加しやすい環境を整え、自主性や社会性、コミュニケーション力の向上につなげていく。

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関連機関が連携した取組の推進	
---------------	-----------------------------	--

事業 名称	No.13 P T A 活動振興事業	担当課室	生涯学習課
----------	--------------------	------	-------

概要	学校、保護者、行政が協働して、地域の子どもたちを取り巻くさまざまな課題に対処していくため、各地区において PTA の研修会などを開催することにより、課題を共有する場を設け、PTA の具体的な活動につなげる。また、保幼小中高 PTA の連携した取組が、多くの保護者の参画を得て活性化するよう、PTA 活動を支援する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	○子どもたちを取り巻く教育課題の解決のために、より主体的な PTA 活動が推進されている。 ・PTA・教育行政研修会参加者の研修会に対する肯定的評価の割合：90%以上 (R1 : 75.4% R3 : 81.0% (代替研修) R4 : 68.0% R5 : 71.2%) ・PTA・教育行政研修会で学んだことを単位 PTA の取組につなげた割合：100% (R1 : 96.0% R3 : 82.0% (代替研修) R4 : 91.3% R5 : 81.8%)
----------------------------	---

取組の 成績と 課題 (R2～ R5 末)	□コロナ禍の中、R2、R3 年度は中止となつたが、R4 年度は 4 地区、R5 年度は 6 地区において PTA・教育行政研修会を実施することができた。また、同研修会のアンケートでは研修内容について肯定的な意見が多く、学校における研修内容を生かした取組の実施につながつた。 ■PTA・教育行政研修会のアンケートで、同研修会の運営方法に関する意見があり、肯定的評価もあまり上がらなかつたことから、学校や保護者等のニーズや今日的な課題等を踏まえ、運営方法や内容をさらに検討していく必要がある。
-----------------------------------	---

※	D これまでの取組状況 (R5 年 4 月～R6 年 3 月)	C 留意点 (■) と A 今後の取組 (→)
②	<ul style="list-style-type: none"> ◆PTA・教育行政研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・県内 7 地区で順次開催 <ul style="list-style-type: none"> 安芸地区：74 名 (5 月) 香美・香南地区：111 名 (7 月) 土長南国地区：113 名 (7 月) 吾川地区：70 名 (7 月) 高岡地区：160 名 (7 月) 幡多地区：212 名 (7 月) ・計画に掲げる指標の達成に向け、研修において、基本 生活習慣の確立や良好な親子 関係構築に向けた家庭内の会話の重要性について、啓発・情報発信 ・環境に係るチェックシートの活用等による 家庭生活での環境教育の実践促進 ◆高知県 PTA 研究大会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・高知県 PTA 研究大会：183 名 (8 月) テーマ「学校・家庭・地域から子どもの育ちを考える」 ～地域連携の中で子育てを～ 	<ul style="list-style-type: none"> ■各地区、昨年度を上回る参加者が集まり、PTA・教育行政研修会を開催することができた。参加者アンケートでは、県教委との意見交換の持ち方や研修時間に対する否定的意見が多かったが、研修全体に対する肯定的評価の割合は昨年度より高かった。今後の活動にいかせる内容であったという評価も高く、研修内容をいかした取組の実施につながつたのではないかと考える。 →参加者の興味・関心のある課題を踏まえ、内容や運営方法等を検討し、県内 7 地区で研修会を開催して、学校や家庭、各 PTA の具体的な取組につなげられるよう PTA 活動を推進する。
②	◆各教育事務所と次年度の各地区 PTA・教育行政研修会について検討会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ■アンケートの集計結果を分析し、各教育事務所と研修会の改善点等を協議する。 →学校・保護者のニーズを把握し、学校・保護者が興味・関心のあるテーマについて取り組む。
②	◆高知県小中学校 PTA 連合会と高知県教育委員会事務局の教育研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ■学校・保護者のニーズを踏まえ、次年度のテーマや開催方法等について協議する。 →アンケートの集計結果の分析をもとに、PTA の意見も反映しながら、次年度に向けて、PTA・教育行政研修会の充実を図る。

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関連機関が連携した取組の推進	
---------------	-----------------------------	--

事業 名称	No.14 地域学校協働活動推進事業	担当課室	生涯学習課
----------	--------------------	------	-------

概要	学校と地域が連携・協働し、地域全体で子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するため、地域学校協働本部の活動内容の充実等に取り組むとともに、民生委員・児童委員の参画などにより、厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	○学校や地域の実情に応じ、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。 ・地域学校協働本部の設置率（小・中学校）：R4までに100% (R2: 94.1% 小学校171校、中学校100校、義務教育学校2校) (R3: 95.7% 小学校172校、中学校96校、義務教育学校2校) (R4: 96.4% 小学校172校、中学校89校、義務教育学校4校) (R5: 100% 小学校181校、中学校89校、義務教育学校4校) ・「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを構築した小・中学校の割合：100% (R2: 68.3%、R3: 80.1%、R4: 91.6%、R5: 97.4%)
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2～ R5末)	□地域学校協働本部は、9月時点で全ての公立小・中・義務教育学校に設置された。「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを構築した割合はR4: 91.6%からR5末: 97.4%と順調に進んでいる。 □民生委員・児童委員の活動への参画状況は100%となり、地域での厳しい環境にある子どもの見守り等は一定充実している。 ■市町村や学校によって活動内容に差があることから、学校と地域の理解を深めるとともに、学校と地域をつなぐ地域コーディネーターの確保・育成及びコーディネート機能の強化などが求められる。 ■各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう県の支援が必要である。
----------------------------------	---

※	D これまでの取組状況 (R5年4月～R6年3月)	C 留意点 (■) と A 今後の取組 (→)
①	地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実 ◆学校地域連携推進担当指導主事を中心とした支援 ・4名配置（3教育事務所と高知市に各1名） ・訪問活動等による市町村や学校への助言 ：499回（3月末）※県版実施校含む ・学校地域連携推進担当指導主事と連携し、市町村ヒアリングを通じた本部事業の状況把握と助言を実施（9～10月）	■設置率は100%となったが、市町村や学校によって活動内容に差があり、引き続き内容の充実と質の向上を図る必要がある。 →市町村ヒアリングや地域学校協働本部事業状況シート等を通じた本部事業の状況把握と助言を継続する。
①	厳しい環境にある子どもたちの見守り体制の強化に向けた「高知県版地域学校協働本部」への展開 ◆学校地域連携推進担当指導主事を中心とした支援 ・県全体の設置計画における「高知県版地域学校協働本部」の当該年度実施校に重点を置いた訪問活動等による市町村や学校への助言等個別支援：16回（3月末）	■「民生委員・児童委員の活動への参画状況」調査は100%となり、地域における厳しい環境にある子どもの見守り等は充実している。 →民生委員・児童委員の参画要請と学校訪問等による参画状況の確認を継続する。

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(2) 教職員が子どもと向き合うことのできる体制整備	
---------------	----------------------------	--

事業 名称	No.15 運動部活動の充実と運営の適正化	担当課室	保健体育課
----------	-----------------------	------	-------

概要	<ul style="list-style-type: none"> ○「高知県運動部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る運動部活動の方針」に基づく運動部活動の適正な運営を図る。 ○運動部活動指導体制の充実を推進し、担当教員の支援を行うとともに、運動部活動の質的向上を図るために適切な練習時間や休養日の設定など、運動部活動の適正化に向けて、単独で指導・引率等の出来る部活動指導委員を配置する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動ガイドラインに基づく適切な活動時間及び休養日の実施：100% ○部活動指導員が単独で指導を行い、顧問教員が生徒に向き合う時間を確保できる。 ・部活動指導員の単独指導割合：県立中学校 100% 県立高校 80%以上
----------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2～ R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○運動部活動ガイドラインに基づく適切な活動時間及び休養日の未達成な学校に対し、原因とその解決に向けて取り組むよう連携していく。 <ul style="list-style-type: none"> R 4・活動時間：県立中学校 79.6%・県立高校 93.4% 休養日：県立中学校 100%・県立高校 98.2% R 5・活動時間：県立中学校 82.5%・県立高校 98.8% 休養日：県立中学校 100%・県立高校 99.0% ○部活動指導員が単独で指導を行うよう、各学校と調整していく。 R 4：県立中学校 93.1% 県立高校 79.8% R 5：県立中学校 100% 県立高校 92.1%
-----------------------------------	---

※	D これまでの取組状況 (R5 年4月～R6年3月)	C 留意点 (■) と A 今後の取組 (→)
①	<ul style="list-style-type: none"> ◆運動部活動の適切な運営に関する調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度末報告の集約（4～5月） ・実施の依頼（5月） ・活動状況の中間報告（10月） ・1年間の活動状況の確認（翌年度4月） 	<ul style="list-style-type: none"> ■上半期は大会数が多く、活動時間が多くなりがちであるので、年間を通じて運動部活動ガイドラインの遵守が図られるよう働きかける。 <ul style="list-style-type: none"> →調査を通じて引き続き活動状況の把握を行い、活動時間や休養日の設定等が適正に行われるようする。
①	<ul style="list-style-type: none"> ◆運動部活動指導員 <ul style="list-style-type: none"> ・県立高校：22校 59部 58人 ・県立中学校：3校 6部 7人 	<ul style="list-style-type: none"> ■運動部活動指導員の配置により、顧問の負担軽減とともに、運営の適正化が図られている。 <ul style="list-style-type: none"> →来年度に向けて、専門的な指導ができない顧問の部活動への配置を増やすなどの取組を進める。
②	<ul style="list-style-type: none"> ◆研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・第1回：配置に係る研修〔オンデマンド〕（7月） ・第2回：「ジュニアアスリートに必要なスポーツ栄養学」村上知子氏（大阪体育大学）（11/3） 	<ul style="list-style-type: none"> ■顧問に代わって部活動を指導する際の留意点や専門的な分野について理解を深めることができた。 <ul style="list-style-type: none"> →研修後のアンケートも踏まえ、研修の内容について検討していく。
③	<ul style="list-style-type: none"> ◆部活動に関するアンケート調査及びとりまとめ <ul style="list-style-type: none"> ・部活動内における人権を踏みにじるような言動や理不尽な決まり事等 	<ul style="list-style-type: none"> ■それぞれの事案において、適切な対応がされているか確認する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> →アンケート調査結果を取りまとめ、報告事案があった場合は、当該校等とのヒアリングを含め対応する。

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	② いじめの早期発見
		イ 相談支援体制の整備・充実
事業 名称	No.16 心の教育センター相談支援事業	担当課室 高知県心の教育 センター
概要	心の教育センターに、高い専門性を有するスクールカウンセラー（以下、SC）及びスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）を配置し、学校生活での悩みや家庭における問題など、子どもたちが抱える教育課題に関する相談を一元的に受理する。東部相談室・西部相談室を定期的に開設するとともに、心の教育センターにおいて土曜日・日曜日の開所を行うことで、児童生徒や家庭、教職員が抱える課題への支援の充実を図る。また、市町村教育支援センターを訪問し情報交換や支援会等を開催するなど、教育支援センターの相談支援体制の強化を図る。	
到達 目標 めざす姿 (R5末)	○心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、学校生活やいじめ、不登校、家庭問題等、児童生徒を取り巻く教育課題の改善につながっている。 ・東部・西部相談室、土曜日・日曜日の開所に伴う相談対応率 100% ・教育支援センターでの支援会、ケース検討会の実施率 100% (R4: 100%)	
取組の成 果と課題 (R2～ R5末)	○東部・西部相談室及び土曜日・日曜日の開所を継続するとともに、教育相談や相談室の利用についてさらに啓発するため、継続して広報活動に取り組む必要がある。 ○教育支援センターへの支援について、教育支援センター連絡協議会やブロック別研修会の場で、互いの実践を共有できる場を設定するとともに、協議会等と年2回の支援訪問を効果的に連動させることで、相談支援体制のさらなる強化を図る必要がある。	
※	D これまでの取組状況 (R5年4月～R6年3月)	C 留意点 (■) と A 今後の取組 (→)
③ ④	●心の教育センター相談活動の実施 ◆来所・メール・電話相談等への対応 ・来所・出張相談：受理 285 件、延べ 1,586 件 ・電話相談：595 件 ・メール相談：51 件 ・東・西相談室：70 日、延べ 24 件 ・土・日開所：68 日、延べ 308 件 ◆こうち高校生 LINE 相談 ・友達登録者数：102 件 ・相談受付件数：336 件	■昨年に比べ、受理件数は微減だが延べ件数が増加しており、継続利用者が一定数いることが分かる。多様な相談ニーズに対応するために、相談員の支援力向上と併せて関係機関との連携充実を図る必要がある。 →SCSV による相談員へのスーパーバイズ →関係各課の実務者連携を促進
② ③ ④	●学校の支援体制の充実に向けた支援 ◆校内支援会サポート事業訪問 ・授業通覧を含む校内支援会への参加：24 回 ・訪問にかかる所内検討会の実施：15 回 ◆依頼のあった学校への支援 ・来所・オンラインによる支援会・コンサル：13 回 ・支援会議への訪問・巡回相談等：131 回 ・学校等研修支援：38 回	■事業における学校支援の在り方について、指定終了後も組織的な支援が持続するよう、学校の主体性を引き出す働きかけを行う必要がある。 →所内検討会の目的や話し合う内容を整理することによる、指導主事等の学校支援力向上 ■より多くの学校が活用しやすい、研修資料等の充実が必要である。 →ニーズに応じた研修資料の作成（内容、ツール） →オンデマンドを活用した研修機会の充実
② ③ ④	◆教育支援センター相談支援体制の強化 ・教育支援センター訪問支援：48 回 (24 力所×2 回、オンライン訪問 1 力所を含む) ・連絡協議会の開催（ハイブリッド開催） ①5/31：90 名参加 ②2/7：72 名参加 ・ブロック別研修会の開催（4 ブロック） A：10 月 23 日（9 市町村） B：10 月 31 日（10 市町村） C：10 月 2 日（10 市町村・学校組合） D：10 月 26 日（6 市町村）	■訪問や協議会等をきっかけとした日常的な連携を図ることで、子どもたちの居場所づくりの充実を図る必要がある。 →調査結果や県内の現状を踏まえた協議会等の設定 →ICT を活用した支援の検討、情報提供

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応の生徒指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止
		②教職員の資質能力の向上（集合研修の充実）

事業 名称	No.17 研修事業等	担当課室	教育センター
----------	-------------	------	--------

概要	教育センター主催の各校種等に義務付けられた研修や任意に受講する研修において、「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、人権教育を基盤とした学校経営や学級経営に関する講義・演習を実施し、教職員の認識を深め、指導力の向上を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校において、教職員一人一人が人権教育の重要性を理解している。 ○学校経営や学級経営及び各教科等の授業実践時に全教職員が共通理解をし、組織的に人権教育を推進している。 <ul style="list-style-type: none"> ・各研修における受講者アンケート評価平均（4件法） 「基本研修、専門研修のアンケート評価平均：3.5以上」 (R 4：基本研修アンケートの評価平均 3.8、専門研修のアンケート評価平均 3.8 R 5：基本研修アンケートの評価平均 3.8、専門研修のアンケート評価平均 3.9)
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2～ R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○人権教育を基盤とした学校経営や学級経営に関する講義・演習により、受講者の人権感覚の向上と研修での学びを教育活動に生かそうとする意識の向上につながっている。 ■人権教育推進体制等について各学校間で温度差が見られるため、組織的な人権教育推進について繰り返し周知をしていく必要がある。
----------------------------------	---

※	D これまでの取組状況 (R5年4月～R6年3月)	C 留意点 (■) と A 今後の取組 (→)
① ②	<ul style="list-style-type: none"> ◆園や所及び各校種の教職員に義務づけられた基本研修のなかで、人権感覚を高め、人権教育を基盤とした保育所・幼稚園等経営や学校経営、学級経営、教科経営等が実施できるような人権教育に関する研修を実施する。 ・臨時の任用教員研修 <ul style="list-style-type: none"> 「学級経営」、「児童生徒理解」等（4/5月、6月） ・初任者研修 <ul style="list-style-type: none"> 「児童生徒理解に基づく信頼関係づくり」等（6月） 「人権教育」（8月）、「不登校と生徒指導」（11月） ・新規採用（養護教諭・栄養教諭・実習助手）研修 <ul style="list-style-type: none"> 「不登校児童生徒への支援」等（10月） ・中堅教諭等資質向上研修 <ul style="list-style-type: none"> 「学級・ホームルーム経営」（6月） ・管理職等育成プログラム <ul style="list-style-type: none"> 「人権が大切にされる学校づくりに向けて」等（10月） ・幼保研修（新規、中堅、主任・教頭等、所長・園長） 「乳幼児期からの人権教育」等（5/6/8/11/1月） 	<ul style="list-style-type: none"> ■臨時の任用教員・若年教員への研修では、人権に関する基礎・基本の知識と認識を持つことや人権感覚を養うことの大切さについての理解促進につながる講義演習を工夫する必要がある。また、中堅教諭等への研修では、発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、自身だけでなく、他の教職員に対しても、安心安全な学級、学校づくりについて指導・助言ができるよう理解や意識を促す研修の実施が必要である。 管理職研修では、人権教育を推進するために必要な意識や考え方を理解し、教育公務員として、同僚や児童生徒の人権が尊重される学校づくりにつながるような研修の実施が必要である。そして、幼保研修においては、様々な人権課題についての知識を深め、乳幼児期からの人権教育の大切さを理解するとともに人権感覚の向上を図る研修を行う必要がある。 →今後も教職員のライフステージを踏まえた研修を実施し、人権感覚の向上を図る。 →今後も初任者研修「基礎研修Ⅰ」で、必携冊子としてプログラム及び追補版のダウンロード先を知らせ、周知を図る。
① ②	<ul style="list-style-type: none"> ◆任意に受講する専門研修において、教職員の人権感覚を高めるとともに、人権教育における実践的指導力向上を図る研修を実施する。 ・人権教育セミナーⅠ～Ⅲ期（7/8/10月） <ul style="list-style-type: none"> 「外国人」「災害と人権」「子ども・インターネットによる人権侵害」「同和問題」等 ・人権教育実践スキルアップ講座（8月） <ul style="list-style-type: none"> 「人権教育 基本講座」 	<ul style="list-style-type: none"> ■教職員が人権問題に対する正しい知識と認識を持ち、各自の人権感覚の向上につながる研修を実施する必要がある。 →次年度も人権教育における実践的指導力の向上につながる研修を実施し、人権教育の推進を図る。

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(7) 私立学校に対する支援	
		①人権教育の推進

事業 名称	No.18 私立学校人権教育指導業務委託事業	担当課室	私学・大学支援 課
----------	---------------------------	------	--------------

概要	私立学校における人権教育の推進を図るため、学校訪問による助言・指導や研修会の開催等の人権教育指導業務を(公財)高知県人権啓発センターに委託する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	○私立学校の教職員が人権に対する知識を深めるとともに人権意識を高め、それを日々の教育活動に活かしている。 ・研修会への各私立学校からの参加率：100% (R4：100%)
---------------------------	--

取組の成 果と課題 (R2～ R5末)	□研修では、新しい発見や気づきがあったとの声が多数ある。また、学校間での情報交換ができる、教員の視野が広がっている。 □自校における教育実践や取組に活かすことができた。 ■学校のニーズに合った研修を企画し、多くの私立学校教員に研修会に参加してもらえるよう促す。
------------------------------	--

※	D これまでの取組状況 (R5年4月～R6年3月)	C 留意点 (■) と A 今後の取組 (→)
①	◆学校訪問による助言・指導 ・定期訪問：11校×4回=44回	■各学校における人権課題や人権教育年間計画等に対し助言・指導を行って行く必要がある。
②	・要請による訪問：4回（2校）	→定期訪問及び要請による訪問を実施し、助言・指導を行っていく。
①	◆研修会（県主催）の実施（年3回）	■私立学校における教員の人権意識や資質の向上を図っていく必要がある。
②	・5/25 管理職研修：23名参加	■参加がない学校が一部あった。（人権教育基礎：1校） →すべての学校に参加いただけるよう、呼びかけを行っていく。
③	・8/2 人権教育基礎研修：64名参加 ・10/12 人権教育主任等研修：16名参加	
①	◆「高知県私立小中高等学校人権教育研究協議会」の自主的な活動に対する支援	■各学校の教員で構成し人権教育の推進を目的として設立された協議会の、自主的かつ積極的な運営が図られるよう、助言や支援をしていく必要がある。
②	◆研修会（協議会主催）を実施（年5回）	■参加がない学校が一部あった。（第2回研修：1校、新任用研修：1校、第4回研修：1校） →すべての学校に参加いただけるよう、呼びかけを行っていく。
③	・5/25 第1回研修会：48名参加 ・8/22 第2回研修会：38名参加 新任用研修会：14名参加 ・11/16 第3回研修会（公開授業）：88名参加 ・3/1 第4回研修会：62名参加 ◆各校の人権教育年間計画を作成、配布 ◆事務局通信「きずな」の発行（10月、3月） ◆事務局会の開催（4月、7月、10月、11月、2月）	

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(7) 私立学校に対する支援	②いじめの防止等の取組の推進
---------------	----------------	----------------

事業 名称	No.19 財政上の支援	担当課室	私学・大学支援 課
----------	-----------------	------	--------------

概要	・「私立学校教育改革推進事業費補助金」により私立学校におけるいじめ等を未然に防止する取組（スクールカウンセラー等の活用等）を支援 ・「私立学校運営費補助金」により私立学校における人権教育推進に係る経費に対し優先的に配分
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	○各私立学校において、いじめ等にあった生徒が相談しやすい体制が整備されている。 ・スクールカウンセラーの雇用等、教育相談体制の整備に係る補助金の各私立学校の活用率：100% (R4：100%) ○各私立学校において、人権教育推進に取組みやすい（研修等に参加しやすい）環境が整備されている。
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2～ R5末)	□スクールカウンセラー等の取組に係る経費に対して、補助金を交付することにより支援した。 ■補助制度の説明、周知を行い、積極的な活用を促す。
----------------------------------	--

※	D これまでの取組状況（R5年4月～R6年3月）	C 留意点（■）とA 今後の取組（→）
② ③ ④	<p>◆私立学校教育改革推進費補助金 ・教育相談体制の整備（スクールカウンセラーの雇用等）に係る経費を補助</p> <p>◆私立学校運営費補助金 ・人権教育推進に係る経費について、各学校からの申請に基づき交付</p>	<p>■補助金の利用により、全ての私立学校においてスクールカウンセラーが配置され、生徒が相談できる体制が整備される必要がある。</p> <p>→私立学校教育改革推進費補助金により、教育相談体制の整備（スクールカウンセラーの雇用等）に係る経費を補助</p> <p>→引き続き、相談体制の整備や人権研修会への参加を促していく。</p>

※①発達支持の生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応の生徒指導

いじめ防止 基本方針	(7) 私立学校に対する支援	
		②いじめの防止等の取組の推進

事業 名称	No.20 いじめ問題等に係る学校サポート専門家チーム派遣事業	担当 課室	私学・大学 支援課
----------	---------------------------------	----------	--------------

概要	いじめ問題等において私立学校が対応に苦慮することが予想される事案等に対して、私学・大学支援課に「学校サポート専門家チーム」を設置し、学校の要請に応じて、専門的な見地から、問題の改善・解決に向けた具体的な助言を行う。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	○学校で対応に苦慮するような事案について、専門家の意見を取り入れながら、速やかな問題の改善・解決につなげる。
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2～ R5末)	□学校訪問等など、折を見て事業の紹介や説明を行っており、周知が図られている。 ■学校からの要請が少ない（全ての学校においてカウンセラーが配置（雇用）されていることから、学校内で問題解決が図られているものと思われる）。
----------------------------------	---

※	D これまでの取組状況（R5年4月～R6年3月）	C 留意点（■）と A 今後の取組（→）
② ③ ④	<ul style="list-style-type: none"> ◆「学校サポート専門家チーム」委員の派遣 ・学校訪問時など、折を見て事業の紹介や説明を行い周知を図る。 ・学校の要請に応じて委員を派遣し、専門的な見地から問題の改善・解決に向けた具体的な助言を行う。 ・要請：1校 委員派遣：1名（2日、計4時間） 	<ul style="list-style-type: none"> ■現在のところ、学校からの要請は少なく、学校内で問題解決が図られているものと思われるが、必要な場合に積極的に活用していただけるよう、引き続き学校への説明や周知をしていく必要がある。 →引き続き事業の周知を図っていく。

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(6) 県民のいじめ問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進	

事業 名称	No.21 人権啓発フェスティバル開催事業	担当課室	人権・男女共同 参画課
----------	-----------------------	------	----------------

概要	身の回りのさまざまな人権問題について、県民の理解と関心を深めてもらうとともに、一人ひとりが人権問題の解決に向けて取り組めるよう、「人権週間（12月4日～10日）」を周知し、「明るく、楽しく」を基本とした人権啓発フェスティバルを学生ボランティアの協力も得て実施する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	子どもも含め、一人ひとりが尊重され、安全安心して生活できる環境づくりを推進し、互いの人権を尊重する社会の実現を図る。 ・参加体験型イベントで、思いやりの心を育てる。 ・コンサートやショー、啓発ブースを通じて、人権問題に対する理解を深める。
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2～ R5末)	(成果) R2～R3は、コロナ感染症によりフェスティバルを休止して特設WEBサイト等による広報を実施し、R4、R5はフェスティバルを開催した。来場者はR4は約5,000名、R5は約8,000名であった。フェスティバルや特設WEBサイトによる啓発を行うことで、幅広い層に子どもの人権への理解と関心を深めることにつながった。 ※R5フェスティバル来場者アンケート イベントに参加して人権問題への関心や理解が深まった61.5%、まあまあ深まった36.8% (課題)多くの来場者が訪れる広報と啓発効果を高める工夫。
----------------------------------	--

※	D これまでの取組状況（R5年4月～R6年3月）	C 留意点（■）とA 今後の取組（→）
①	【人権啓発フェスティバル「こころんフェスタ】 (1)日時 令和5年12月10日(日) (2)場所 高知市中央公園 (3)内容 ・人権関係団体の出展ブース（オレンジリボンキャンペーン実行委員会や里親家庭サポートセンターなど） ・ステージ（キャラクターショー、子どもたちの人権ミュージカル、盲導犬デモンストレーション、人権作文コンテスト表彰式など） ・人権スタンプクイズラリー ・人権に関するパネル・資料の展示 ・子ども広場 ・こども食堂コーナー ほか	■キャラクターショーや子どもたちの人権ミュージカル、人権作文コンテスト表彰式など、子どもの人権について関心を持ってもらえる内容とした。 ■児童虐待防止の啓発ブースの出展やヤングケアラーについての周知を行った。 →今後も、来場者が子どもの人権について関心を持ち理解を深める内容とする。

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応の生徒指導

いじめ防止 基本方針	(6) 県民のいじめ問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進	

事業 名称	No.22 スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動事業	担当課室	人権・男女共同 参画課
----------	------------------------------	------	----------------

概要	県内のスポーツ組織と連携協力して、子どもたちが参加する人権野球教室及び人権サッカー教室を開催する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	子どもたちが、いじめ等の人権問題に関心を持ち、理解と認識を深めるためとともに、保護者や指導者の人権意識の普及高揚につなげる。
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2~ R5末)	<p>(成果) 冠協賛試合(R2、R3に開催)や人権野球教室、人権サッカー教室 (R4の人権サッカー教室は雨天中止) で、啓発グッズの配布や人権クイズ、選手からの人権メッセージ等を行い、子どもたちが人権について考えるきっかけとなった。</p> <p>※R5 参加者アンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> 野球教室 参加していじめなどの人権問題について関心が深まった 56.6% 少し深まった 38.2% サッカー教室 参加していじめなどの人権問題について関心が深まった 60.5% 少し深まった 25.6% <p>(課題) 選手やコーチが参加するための日程調整、子どもたちが関心を持つ効果的な啓発</p>
----------------------------------	---

※	D これまでの取組状況 (R5年4月~R6年3月)	C 留意点 (■) と A 今後の取組 (→)
①	<p>【スポーツ組織との協働】</p> <p>(1)人権野球教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時 令和5年11月18日(土) ・場所 高知市総合運動場 多目的ドーム ・協働 高知ファイティングドッグスの選手やコーチが参加 ・参加者 77名 (小学生76名 幼保生1名) <p>(2)人権サッカー教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時 令和6年2月12日 (月・祝) ・場所 セントラルフットサルパーク高知 ・協働 高知ユナイティッドSCの選手やコーチが参加 ・参加者 44名 (小学生) 	<p>■プロ選手による指導の中で、チームプレーの大切さや相手チームへの思いやりといったことも教えていた。</p> <p>■R4の人権野球教室の参加者は小学校高学年男子が大部分であったが、R5は、女子チームや未就学児が参加し、参加者の広がりがあった。</p> <p>→ 参加した子どもたちは、技術指導だけでなく、プロ選手からいじめなどについての話を聞けることから、満足度が高く、引き続きこの取組を実施するとともに、参加者がさらに広がるよう、スポーツ組織と連携していく。</p>

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(6) 県民のいじめ問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進	
---------------	------------------------------------	--

事業 名称	No.23 人権啓発研修企業リーダー養成講座開催事業 (人権啓発研修ハートフルセミナー)	担当課室	人権・男女共同参画課
----------	---	------	------------

概要	県民やを対象に人権啓発の講演会や映画上映会を開催し、人権問題に対する興味・関心を高め、人権尊重の地域社会づくりを進める。 (人権啓発研修ハートフルセミナーは、R2以降年3～5回開催しているが、テーマは各種の人権課題から選択しているため、いじめ問題がテーマとなるとは限らない)
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	人権に関する講演会や映画上映会を通じて、参加者の気づきや知識を深めることにつなげ、人権が尊重される社会づくりを進めていく。
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2～ R5末)	<p>(成果)</p> <p>ハートフルセミナーは、事前申込み時点で定員に達した講座もある等、県民の関心が高い講座となっているとともに、参加者の人権意識を高めるための効果的な取組となっている。</p> <p>※R5来場者アンケート</p> <table> <tr> <td>人権についての理解が大いに深まった</td><td>第1回：44%</td><td>第2回：66%</td><td>第3回：58%</td></tr> <tr><td></td><td>第4回：40%</td><td>第5回：63%</td><td></td></tr> <tr> <td>深まった</td><td>第1回：45%</td><td>第2回：32%</td><td>第3回：40%</td></tr> <tr><td></td><td>第4回：50%</td><td>第5回：37%</td><td></td></tr> </table> <p>(課題) 人権問題に対する関心、意識の高い参加者が多くなることから、より参加者を広げるためのアプローチが必要</p>	人権についての理解が大いに深まった	第1回：44%	第2回：66%	第3回：58%		第4回：40%	第5回：63%		深まった	第1回：45%	第2回：32%	第3回：40%		第4回：50%	第5回：37%	
人権についての理解が大いに深まった	第1回：44%	第2回：66%	第3回：58%														
	第4回：40%	第5回：63%															
深まった	第1回：45%	第2回：32%	第3回：40%														
	第4回：50%	第5回：37%															

※	D これまでの取組状況 (R5年4月～R6年3月)	C 留意点 (■) と A 今後の取組 (→)
	<p>【人権啓発研修ハートフルセミナー】</p> <ul style="list-style-type: none"> 8月6日(日) 映画上映 参加者 109名 映画「たゆたえども沈まず」 10月29日(日) 講演会 参加者 60名 「インターネットトリテラシー講座～言葉の責任 ネットの被害者・加害者にならないために～」 講師 スマイリー・キクチ(タレント) 11月12日(日) 講演会 参加者 83名 「違いを楽しもう！アフリカ少年の毎日が多様性」 講師 星野 ルネ(タレント・漫画家) 2月17日(土) 講演会 参加者 108名 「なぜ人は被害者を責めるのか」 講師 村山 紗(近畿大学准教授) 2月25日(日) 映画上映 定員 150名 映画「ぼけますから、よろしくお願ひします～おかえりお母さん～」 講演会 信友 直子(映画監督) 	<p>■ 各種の人権課題からテーマを選択するため、いじめ問題が直接のテーマでないが、R5は、映画「たゆたえども沈まず」は災害での人権意識、また、インターネットの人権問題や外国人少年の生活から考える多様性も、子どもの人権に関する内容となっている。</p> <p>→ 講演会等について広く周知するため、季刊誌「ここるんだより」やホームページに講演会や映画上映会の内容、参加者の感想を掲載している。</p>

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応の生徒指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	②いじめの早期発見
		イ 相談支援体制の整備・充実

事業 名称	No.24 児童相談所等による相談対応	担当課室	子ども家庭課
----------	---------------------	------	--------

概要	児童相談所及び市町村の児童家庭相談部署等が、学校等関係機関と連携を図りつつ子どもや保護者からの相談等に対応する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	学校等関係機関と連携強化を図りながら、子どもや保護者からの各種相談への対応が、迅速かつ適切に行われている。 子ども家庭総合支援拠点設置数：R5 27 市町村（R5 実績 22 市町村） 子ども家庭支援員等の配置数：R5 110 人（R5 実績 112 人）
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2～ R5末)	1 児童相談所の相談支援体制の強化 ・児童相談所職員の専門性強化 ・関係支援機関との連携強化と情報共有 2 市町村における児童家庭相談体制の強化 ・要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進 ・市町村職員の専門性の向上
----------------------------------	--

※	D これまでの取組状況 (R5年4月～R6年3月)	C 留意点 (■) と A 今後の取組 (→)
③ ④	○児童相談業務 中央児童相談所（27 市町村所管） 幡多児童相談所（7 市町村所管） ・電話相談事業（子どもと家庭の 110 番、年末年始を除く毎日） ・SNS 相談事業（親子のための相談 LINE） ・児童相談所における休日・夜間における電話対応 ・各市町村や警察などとの定期的な情報共有	■児童相談所及び「子どもと家庭の 110 番」（委託事業）において子どもや保護者からの相談に対応している。 →引き続き適切な相談対応及び学校等関係機関との連携・情報共有を行っていく。
③ ④	○児童相談所職員等の専門性強化 ・外部専門人材（弁護士、医師）の活用 ・職員の研修体系表に基づく研修の実施（R5 実績：21 回）	■家庭への相談支援の充実に向けて、継続した児童相談所の専門性の向上が必要である。 →引き続き専門人材の活用や研修等により児童相談所の専門性強化を図り適切な支援の実施につなげていく。
③ ④	○市町村における児童家庭相談体制の強化 ・各市町村の児童福祉担当と SSW との定期的な情報共有体制の構築による家庭支援の充実 ・基礎的な支援手順や実践的な援助技術等の研修実施や市町村ケースへの個別指導・助言 (R5 実績：研修 14 回、市町村訪問延べ 185 回) ・子どもと家庭のアセスメント力や支援力の向上を図る多職種連携の実践的な研修の実施	■市町村における家庭支援の充実に向けて、児童相談所による継続した支援が必要である。 →引き続き市町村に対する研修や個別支援、学校との連携や市町村における対応力強化を図っていく。また、親子関係の再構築に向けた支援の充実を図っていく。

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組の推進	③地域ぐるみで子どもの育ち を支援する体制づくり
---------------	-----------------------------	-----------------------------

事業 名称	No.25 地域における子どもの居場所づくり	担当課室	子ども家庭課
----------	------------------------	------	--------

概要	食事の提供を通じた「子どもや保護者の居場所」となるとともに、「保護者の孤立感や負担感を軽減する場」、「地域で子どもたちを見守る場」として、支援を必要とする子どもや保護者の居場所を確保する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ・R5年度末までに県内120箇所まで拡大する。 ※R5年度末設置数：107箇所 ・支援が必要な子どもたちを適切な支援機関につなげるためのネットワーク構築 R5年度：4市 ※R4年度：4市 (子ども食堂のある市町村を対象に、子ども食堂と地域の支援機関等との関係づくりを促進する。)
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2～ R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○未開設地域での立ち上げ及び定期的な開催を行う子ども食堂のさらなる拡大 ○支援の必要な子ども等を子ども食堂につなげるための地域の支援機関との連携体制の構築 ○食事の提供や集いの場にとどまらず、見守り機能の充実や家庭の教育力の向上への支援 ○新型コロナウイルス感染症に対する十分な対策
----------------------------------	--

※	D これまでの取組状況 (R5年4月～R6年3月)	C 留意点 (■) と A 今後の取組 (→)
①	<ul style="list-style-type: none"> ○未開設地域での立ち上げと定期的な開催を増やす <ul style="list-style-type: none"> ◆子ども食堂支援事業費補助金による開設経費、運営経費等の支援 ◆食堂の立ち上げを検討する団体への開設支援 ◆企業等から提供された食材の提供 ◆子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催（4会場） ◆子ども食堂シンポジウムの開催（1回） 	<p>■支援を必要とする子どもや保護者の居場所となるべく、高知県内23の市町村で子ども食堂が開設されるなど、取組は拡大している。</p> <p>→県内での食堂開設及び定期的な開催が維持されいくよう継続した支援を行う。</p>
①	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども食堂と地域の支援機関等との関係づくり <ul style="list-style-type: none"> ◆市町村役場、市町村社協、地域の支援機関（SSW含む）と子ども食堂の地域連絡会の開催（4回） 	<p>■子ども食堂が、支援を必要とする子どもを地域の支援機関等へつなぐことができるよう、日頃から相談しやすい関係づくりが必要</p> <p>→地域連絡会の開催</p>
①	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども食堂の活動を「見守り機能の充実」や「家庭の教育力の向上」につなげる <ul style="list-style-type: none"> ◆補助金のメニューで子育て・学習支援経費を補助 ◆スタッフ養成講座（衛生管理、気づいてつなぐ高知家地域共生社会研修）の開催（4会場） ※ネットワーク会議と同日開催 	<p>■居場所としての役割に留まらず、地域における子どもの見守り場所としての機能が期待されている。</p> <p>→スタッフ養成講座等にて見守りの重要性や子どもとの接し方について学ぶ機会を設け、子ども食堂が地域の見守りの場としての機能を拡充できるよう引き続き支援を行う。</p>

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止
---------------	------------------------	---------

事業 名称	No.26 いじめの防止、思いやりの心を育むための事業	担当課室	高知地方法務局 人権擁護課
----------	-----------------------------	------	------------------

概要	人権擁護委員が中心となり、園児、小学生、中学生及び高校生らを対象に人権教室を実施することで、いじめ等について一緒に考える機会を持つ。更に、小学校高学年、中学生及び高校生については、人権作文コンテストを開催することで、いじめ等について考える機会をもつほか、思いやりの心や生命の尊さを学ぶこと等を育む取組を行っている。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	○人権教室については、今後の状況により、学校からの要請に応じ、また人権擁護委員から学校訪問時等に実施に向けての働きかけを行うことにより、できる限り多くの幼稚園、小学校、中学校及び高校（特別支援学校を含む。）において積極的に実施する。 ○人権作文コンテストについては、募集要項を見直し、学年・氏名を非公表とする応募を可能とした。また、ポスター等の掲示を含め、昨年度よりも、より多くの応募が得られるよう、積極的に周知活動を行う。
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2～ R5末)	○人権教室について、昨年度まで、新型コロナウイルス感染症による学校への影響を考慮し、積極的な人権教室開催を控える状況であったが、本年度については、人権教室開催に向け、活発に活動し、実施回数を増やす。 ○人権作文コンテストについては、県内小学校 50 校 1,175 編、中学校 44 校 3,778 編、高校 10 校 734 編の応募があり、令和 5 年度は、令和 4 年度と比較し、応募学校は微増したものの、応募作文数は激減している。今後、人権教室及び人権作文コンテストの周知を含め、更なる普及活動が必要である。
----------------------------------	---

※	D これまでの取組状況 (R5年4月～R6年3月)	C 留意点 (■) と A 今後の取組 (→)
① ②	○人権教室 実施回数は昨年度以上となった。 人権擁護委員から学校訪問時等に実施に向けての働きかけを行ったことにより、今まで開催したことのなかった学校において開催することができた。	■人権尊重思想を育てるために効果的な人権教室を実施する必要がある。 →人権擁護委員のブラッシュアップ →人権擁護委員による学校への P R 活動の更なる強化。 →人権擁護委員と連携し、更なる P R 活動を行う。 →人権擁護委員及び学生ボランティアと連携した人権教室の開催。
① ②	○人権作文コンテスト 県・市町村教育委員会、人権擁護委員と連携し、学校内及び図書館にコンテストのポスター掲示の依頼を行った。そして、12月の人権フェスタでの表彰式のほか、受賞作品の一部を新聞及びラジオ放送で公表し、県民に人権尊重思想を周知・広報した。	■応募作品数について、減少傾向であることから、学校等への更なる P R 活動が必要である。 →校長会等による P R のほか、人権擁護委員による学校訪問時に、コンテストに取り組むことにより得られる人権尊重思想等の説明を行い、更なる P R を行う。 →「人権作文集」を活用し、より広く周知する。

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応の生徒指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	②いじめの早期発見
		③いじめへの対処

事業 名称	No.27 いじめの早期発見及び被害者の救済事業	担当課室	高知地方法務局 人権擁護課
----------	--------------------------	------	------------------

概要	法務省の人権擁護機関（高知地方法務局等）では、こどもが相談しやすい体制を整えるために、全国（県内）の小・中学校の児童・生徒に「こどもの人権 SOS ミニレター（便箋兼封筒）」を配布し、教員や保護者にも相談できないこどもの悩みごとを把握し、被害者（こども）の救済に当たっている。 また、こどもの人権 110 番（無料）という電話相談の番号の周知・広報活動も行っている。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	○こどもの人権 SOS ミニレターについては、県内の児童相談所についても、SOS ミニレター用ラックを配備する。また、県内の児童・生徒がいつでも SOS ミニレターが利用できるよう、人権擁護委員の学校訪問時にラック及び SOS ミニレターの残数等の状況を確認する。児童・生徒から届く SOS ミニレターの相談は迅速に対応するとともに、いじめ等の人権侵犯の疑いのある相談について、関係機関と連携して早期救済を行う。 ○こどもの人権 110 番については、本年 8 月 23 日（水）から同月 29 日（火）までの 7 日間にかけて「全国一斉こどもの人権相談強化週間」が全国的に実施されることから、児童・生徒に対して、広く周知・広報を行い、相談しやすい相談機関として取組みを行っていくことにより、いじめの早期発見につなげる。
----------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2～ R5 末)	○こどもの人権 SOS ミニレターを、県内全ての小・中学校（特別支援学級を含む。）、教育支援センター及び児童相談所に専用ラックを配備した。ラックの設置により、年間を通して、生徒等が SOS ミニレターを出すことができるようになった。更に、破損等のラックを更新した。 ○こどもの人権 110 番では、「全国一斉こどもの人権相談強化週間」が、毎年 8 月下旬から 9 月上旬にかけて行われて、期間中には複数件の相談があった。 今後も、より多くのこどもの悩みを解消していくため、各学校長及び教員等に当該活動の重要性を認識してもらう必要がある。また、早期救済を図るため、関係機関との連携を強化する必要がある。
-----------------------------------	--

※	D これまでの取組状況（R5年4月～R6年3月）	C 留意点（■）と A 今後の取組（→）
② ③ ④	○こどもの人権 SOS ミニレター 人権擁護委員による学校等訪問時に、学校長等に同レターの説明をするとともに、ラックの損傷等の有無を確認し、生徒等がいつでも利用できる体制を維持し、更に 7 月に図書館に設置した。 また、緊急性が高いと思われる内容については、迅速に関係機関と連携して取り組んでいる。	■ SOS ミニレターの認知度を高め、生徒等が気軽に相談できるツールとして確立させる必要がある。 →人権擁護委員による学校訪問時に、同レターの説明及びラックの備付け状況の確認を行う。 ■ 生徒等からの相談に対し、迅速・的確な対応が必要である。 →関係機関との連携強化を図る。
③	○こどもの人権 110 番 夏休み終盤の不安を抱えるこどもからの相談に応対するため、強化週間として 8 月下旬に実施し、マスコミ報道も行った。 専用電話相談は年間を通じ開設しており、認知度を上げるために、学校のほか図書館にも掲示した。 また、LINE による相談の周知カードについても小学 4 年生から高校 3 年生まで幅広く周知した。	■ 今後においても、こどもの人権 110 番の周知を図る。 →人権教室等の啓発活動時に周知し、認知度を上げる。 ■ 電話での会話に対し抵抗があるこどものための対応が必要である。 →LINE 相談のほか、GIGA 端末を利用したチャット相談について、広く PR する。

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止
		③いじめの対処

事業 名称	No.28 非行防止教室	担当課室	少年課
----------	-----------------	------	-----

概要	学校における非行防止教室（非行防止・情報モラル・いじめの防止等）を実施することで、児童生徒の規範意識の醸成を図りいじめの未然防止を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	○学校と共に、学校の実情やニーズに応じた出前授業を行い、規範意識の醸成を図ることにより、児童・生徒のいじめ防止等に対する意識を高める。 ○県内の全ての学校で非行防止教室を実施する。（R5実施率 66.9% 内訳：小学校 67.2%、中学校 70.5%、高校 57.4%）
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2～ R5末)	○当該事業は、学校からの依頼に基づき実施しているが、類似事業を実施している関係機関もあり、学校・関係機関との連携や情報共有が課題となっている。 ○情報モラル等、専門的知識も必要となるため、職員の実務能力の向上・育成が課題となっている。
----------------------------------	--

※	D これまでの取組状況（令和5年中）	C 留意点（■）とA 今後の取組（→）
②	●非行防止教室の実施等 ・令和5年中、非行防止教室（非行防止・情報モラル・いじめ防止）は、小学校 127 校、中学校 74 校、高校 27 校で実施（校数は延べ数）。うち、いじめ防止に関する教室は、+ 2 校と増加している。	■非行防止教室実施校数は、令和4年と比較して、小学校 + 1 校、中学校 - 6 校、高校 + 1 校。うち、いじめ防止に関する教室は、+ 2 校と増加している。 →非行防止教室で実施する一般内容について、SNS や広報紙等を活用して県民への浸透を図るとともに、引き続き学校と連携を図り、ニーズに応じた教室を実施していく。
②	●保護者等への情報モラル啓発活動の実施 ・令和5年中、42回、1,869 人に対して実施	■保護者等への情報モラル啓発活動は、令和4年と比較して + 5回、+ 615 人と増加している。 →引き続き、保護者参加の学校行事等あらゆる機会を通じた啓発活動を推進する。
③	●いじめトラブルへの助言・指導 ・いじめに関する相談に対し、必要に応じて関係機関と情報共有して対応した。	■いじめトラブルの相談は、相談者の意向を最大限に尊重しつつ、必要に応じて学校等の関係機関と連携を取りながら対応している。
②	●イベントの開催 ・令和5年7月、「いじめ」を題材にし、高知市内の中学生と少年警察ボランティアを中心とした大人が意見を述べ合うディスカッションを実施した。	→引き続き、適切な対応を推進する。 ■SNS に起因する青少年の犯罪・被害が増加していることを踏まえ、SNS によるトラブル（いじめ）について意見を述べ合い、少年の規範意識の醸成を図る取組をしている。 →今後も同様の取組を継続して実施する。

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの早期発見
		③いじめへの対処

事業 名称	No.29 被害少年・加害少年対策	担当課室	少年課
----------	-------------------	------	-----

概要	少年相談電話「ヤングテレホン」を通じたいじめの早期発見と、カウンセリング等による被害少年やその保護者等の精神的ダメージの軽減、加害少年への立ち直り支援を行う。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	○いじめ相談を受理した場合、内容に応じて、学校等関係機関と連携しながら適切な対処にあたる。 ○関係する児童生徒や保護者との心の安定を図るとともに、日常生活への回復に向けた助言を行う。
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2~ R5末)	○少年相談電話「ヤングテレホン」の認知度が低いことが課題となっている。
----------------------------------	-------------------------------------

※	D これまでの取組状況 (R5年4月~R6年3月)	C 留意点 (■) と A 今後の取組 (→)
①	●少年相談電話「ヤングテレホン」の周知に向けた広報の実施 ・RKCラジオ広報4回 ・連絡先カード等配布4,952枚	■令和5年度中におけるヤングテレホンへの相談数は20件(前年比-1件) →非行防止教室実施時に連絡先カード等を配布し、児童生徒への周知を徹底する。
③	●いじめ相談を受理した場合、学校等と連携しながら適切な対処にあたる。 ・ヤングテレホンでは令和5年度中、6件のいじめに関する相談を受理した。	■いずれも保護者等に対して助言を行い、必要に応じて学校と連携を取りながら対応した。 →引き続き、関係機関と連携を図りながら、適切に対応する。
④	●被害少年等から要望を受けた場合、被害少年カウンセリングアドバイザーによるカウンセリング等を実施する。(いじめ被害が主訴の要支援少年はなく、要望なし)	■要支援少年等の状況や要望に応じた支援を実施した。 →今後も必要に応じて、アドバイザーによるカウンセリング等の実施や心理的所見を有する少年鑑別所等の知見を活用する。
④	●加害少年やその家族からの要望を受けた場合、少年補導職員等による当該少年の立ち直り支援活動を実施する。(要望なし) ●状況によって、心理的所見を有する高知少年鑑別所等の知見を活用する。(実施なし)	

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導